## 鳥取県ファミリーワーケーションプログラム造成事業費補助金の事務手続きについて

- 1. 交付申請提出(事業開始の20日前まで)
  - ○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、 もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。
- 2. 交付決定通知到着(交付申請から原則20日以内)
  - \* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。
- 3. 事業開始※この補助金においては着手届の提出は必要ありません。
- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】 事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。 変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。
- 4. 事業完了※この補助金においては完了届の提出は必要ありません。
- ※事業完了は、事業実施後支払が全て終了しているか、支払が全て終わり成果物が納入された時点となります。
- 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)
  - ○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、 もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。
  - ※補助事業の完了又は中止もしくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

ただし、本補助金の全額が概算払により交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日までに提出してください。

## ◎補助金の支払

提出された実績報告書及び領収書等証拠書類を審査し、補助金額を確定の上、通知を行うとともに、精算払の場合は指定された口座に振り込みます。 なお、代表者以外の名義の口座への振込を希望される場合には、委任状を提出してください。

資料提出・問い合わせ先 交流人口拡大本部 ふるさと人口政策課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

電話:0857-26-7128 E-mail:jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp